⑵　屋上緑化等への配慮

屋上等の集水面で緑化を行っている場合には、土壌の肥料等が集水した雨水の水質に大きく影響を与えることがある。このため、緑化を行っている建築物等の雨水の利用に当たっては、雨水の水質に十分な配慮が必要である。

第４　雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

１　国及び独立行政法人等における自らの雨水の利用の推進

⑴　建築物等における雨水の利用のための施設の設置に関する考え方

雨水の利用のための施設の設置に当たっては、施設を設置する建築物等の構造や敷地等の条件のほか、コストや地域性等に十分配慮した上で施設の設置を推進する。なお、地下階を有するなど、その最下階床下に雨水を貯留することが可能な空間を有する建築物では、当該空間を活用した雨水の貯留が一般に広く行われていることから、この空間を活用した雨水の利用のための施設の設置について積極的に検討する。

⑵　建築物を新たに建設する場合における雨水の利用のための施設の設置

国及び独立行政法人等の取組は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民に対しての波及効果が見込まれることから、自らの雨水の利用のための施設の設置を推進する。

このため、国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。また、これに該当しない場合には、コスト等に考慮しつつ、自らの雨水の利用のための施設の設置について検討する。

ただし、国及び独立行政法人等が建設する建築物には、その事務又は事業に応じた多様な建築物があり、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な場合も想定されることから、雨水の利用のための施設の設置については、建築物の規模や用途、雨水の利用用途、コスト等を踏まえ個別に判断する。

なお、雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な建築物の考え方は、例えば以下の通りである。

・倉庫等で入居者や外来者が少なく、相当程度の雨水の利用を自ら行うことが想定されない建築物
・小規模な建築物、集合住宅等でその構造や空間構成上、雨水の利用のための施設の設置が困難な建築物
・病院等で清浄な水を必要とするほか、利用者の健康面への配慮から、環境衛生上、雨水の利用が不適当な建築物

また、コストについては、雨水の利用のための施設の設置に要するコストのみならず、維持管理に要するコストを含めたライフサイクルコストについても十分に検討する。

⑶　その他建築物における雨水の利用のための施設の設置

既存の建築物については、多くの場合において、雨水の利用のための施設の設置を前提とした設計とはなっておらず、その形状や構造上の制約を受けることがある。このため、個々の建築物におけるコスト等の諸条件を十分に考慮した上で、雨水の利用のための施設の設置の検討に努めるものとする。

なお、自らが管理する建築物がない国及び独立行政法人等においては、雨水の利用の用途があり、かつ、雨水の利用のための施設が設置可能である場合には、雨水の利用の検討に努めるものとする。

２　地方公共団体等における雨水の利用の推進

地方公共団体は、雨水の利用を推進するため、法第８条に規定する都道府県方針（以下「都道府県方針」という。）、法第９条に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）の策定及び雨水の利用に関する普及啓発に努めるものとする。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、雨水の利用を推進するため、法第11条に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定に努めるものとする。

国は、都道府県の求めに応じて、都道府県方針の策定及び法第11条の目標の設定に対して助言するものとする。

また、国は、都道府県と連携・協力し、市町村の求めに応じて、市町村計画の策定及び法第11条の目標の設定に対して助言するものとする。

３　雨水の利用を推進するための国の支援等

国は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、必要な支援等に努めるものとする。

⑴　雨水の利用のための施設の設置に対する支援等

国は、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、雨水の利用の効果や技術的な留意点等をとりまとめたガイドラインの策定等を推進する。

また、国は、雨水の利用のための施設の規模や用途、経済性等に関する実態調査及びその結果の体系的整理・公表、雨水の利用に関する先導的な取組等や雨水の利用のための施設の設置に資する国や地方公共団体、事業者及び国民等の施策の収集・公表等を推進する。

⑵　調査研究の推進等及び技術者等の育成

国は、産・学・ＮＰＯ等と連携し、施設の設置コスト、維持管理コストの低減等に資するよう、建築物等における雨水の利用のための施設の効率的な配置計画、各設備・システムの規格の標準化、水質技術、維持管理基準、下水道における雨水の利用のための施設に係る規格等の調査研究を推進する。

国は、地方公共団体等と連携・協力し、国及び地方公共団体の職員等に対する講習会や研修等により、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成を推進する。

⑶　普及啓発

国は、雨水の利用に向けた事業者及び国民等の自発的な努力を促していくために雨水の利用に関する国民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、雨水の利用の意義や利用の方法等について、「水の日」（水循環基本法（平成26年法律第16号）第10条）、「水の週間」（昭和52年５月閣議了解）の機会も活用しつつ、積極的な広報活動に努めるものとする。

第５　その他雨水の利用の推進に関する重要事項

１　雨水の利用の推進のための体制

国は、雨水の利用を効果的に推進していくため、関係省庁等連絡調整会議において連絡調整等を行い、調査研究や普及啓発等を推進する。

２　目標の達成状況の整理及び公表等

国は、法第10条に規定する国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況について取りまとめ公表するものとする。

３　基本方針の見直し

国は、雨水の利用を推進するため、本基本方針の実施状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。

○海上保安庁告示第二十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度二五分二二秒東経一三七度四分八秒、北緯三四度三三分二五秒東経一三七度一九分五七秒、北緯三四度二九分五九秒東経一三七度二〇分三秒、北緯三四度二六分二八秒東経一三七度四分五六秒、北緯三四度二五分二二秒東経一三七度四分八秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十七年三月十二日から平成二十七年三月十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第九号（平成二十七年二月二十五日発行）により通報

五　その他

今後、水路業務法第八条の規定に基づく水路測量の告示については、インターネットへの掲載に移行するので、海上保安庁ホームページ（http://www1.kaiho.mlit.go.jp）を参照のこと